

特定入所者介護（予防）サービス費【負担限度額認定】の適用要件が変わります

介護保険施設などの入所（院）に係る費用のうち、低所得者の食費や居住費を補助する特定入所者介護（予防）サービス費は、在宅で生活される人との公平性を図るため、下記の要件が追加されます。

【追加要件】

|           |  |
|-----------|--|
| 預貯金などの勘案  | 預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は、対象になりません。<br>※不正があった場合は、加算金が設けられます。 |
| 配偶者の所得の勘案 | 住民票上異なる世帯であっても所得などを含めて判定します。   |
| 非課税年金の勘案  | 遺族年金、障害年金の額も含めて判定します。（平成28年8月から実施）                                     |

【負担限度額（1日あたり）】

| 利用者負担段階 |  | 居住費などの負担限度額 |          |              |      | 食費の負担限度額 |
|---------|--|-------------|----------|--------------|------|----------|
|         |  | ユニット型個室     | ユニット型準個室 | 従来型個室        | 多床室  |          |
| 第1段階    | 世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者または生活保護受給者           | 820円        | 490円     | 490円(320円)   | 0円   | 300円     |
| 第2段階    | 世帯全員が住民税非課税で、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 820円        | 490円     | 490円(420円)   | 370円 | 390円     |
| 第3段階    | 世帯全員が住民税非課税で、上記第2段階以外の人・課税世帯特例減額措置対象者      | 1,310円      | 1,310円   | 1,310円(820円) | 370円 | 650円     |

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

【平成27年度 介護保険制度改正】

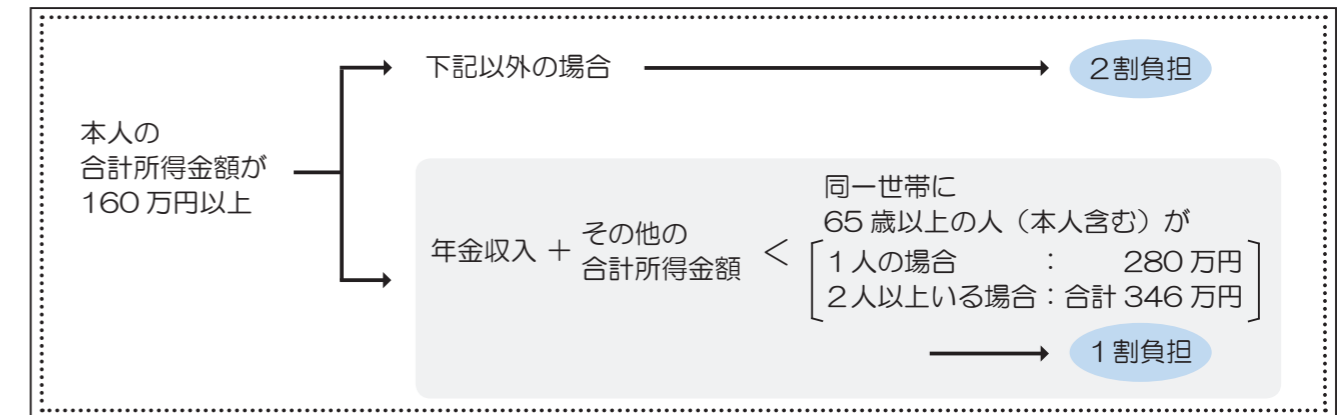
平成27年8月からの介護保険制度の改正についてお知らせします。

第1号被保険者のうち一定以上の所得がある人の介護サービスの利用者負担が2割になります

◇2割負担になる人

単身で本人の合計所得金額が160万円以上の人

※ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が一定の金額に満たない場合は1割負担になります。



◇負担割合証について

現在、要支援・要介護認定を受けている人は、7月中に『介護保険負担割合証』を送付します。介護サービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。



| 介護保険負担割合証          |  |
|--------------------|--|
| 交付年月日              |  |
| 被 保 者 番 号          |  |
| 住 所                |  |
| フリガナ               |  |
| 氏 名                |  |
| 生年月日               | 性別   |
| 利用者負担の割合           | 適用期間   |
| 割                  |  |
| 割                  |  |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 3 5 3 4 3 3<br>〒742-1592 山口県美郷町田布施1大字下田布施340番地1 田布施町 |

▲負担割合証のイメージ

高額介護サービス費の上限額が変わります

医療保険制度において現役並み所得者相当に該当される人は、高額介護サービス費の自己負担額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

【自己負担の限度額（月額）】

| 区分   | 限度額         |
|--|-------------|
| 現役並み所得者※に相当する人がいる世帯（平成27年8月新設）             | 44,400円     |
| 市町村民税課税世帯                                  | 37,200円     |
| 市町村民税非課税世帯                                 | 24,600円     |
| ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人<br>・高齢福祉年金の受給者 | 15,000円（個人） |
| 生活保護受給者                                    | 15,000円     |

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、収入が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の人です。

イベント

第45回たぶせ桜まつり 未来の田布施 入賞作品

問田布施町観光協会 ☎25-3527

- 衆議院議員 岸信夫賞  
信友 玲汰さん
- 参議院議員 北村経夫賞  
久行 里桜さん
- 町長賞  
濱田 穂波さん
- 町議会 議長賞  
山田 陸さん
- 教育長賞  
新田 実桜さん
- 観光協会 会長賞  
藤 麟三朗さん
- 経済課長賞  
木本 葉子さん
- 桜まつり実行委員長賞  
立川 涼華さん
- 副町長賞  
山根 茉紘さん
- 観光協会 副会長賞  
新村 優姫さん
- 郷土館長賞  
有富 巧耶さん
- 観光協会 事務局長賞  
重永 叶願さん

入賞作品は田布施町観光協会のホームページ（http://tabuse-kankou.wix.com/2014）に掲載しています。夢のあるカラフルな絵がたくさんあります。ぜひご覧ください。

古代米田んぼアート 植え付け体験 参加者募集

問田布施地域交流館 ☎51-0222 FAX 51-0225

◇日時  
6月27日（土）  
午前9時～午前11時  
※小雨決行、雨天の場合28日に順延

◇参加資格  
幼稚園児以上

◇参加料  
無料

◇集合場所  
田布施地域交流館

◇申込方法  
田布施地域交流館店頭またはホームページにある参加申込書を記入し申し込む（FAX可）

